

# 第四十八回 参議院運輸委員会議録 第五号

昭和四十年二月十八日(木曜日)

午前十時二十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

松平 勇雄君

前田佳都男君

吉田忠三郎君

加賀山之雄君

河野 謙三君

木暮武太夫君

平島 敏夫君

松野 孝一君

小酒井義男君

浅井 亨君

松浦周太郎君

中村 正雄君

高橋清一郎君

佐藤 光夫君

局長 棚内 一彦君

今井 栄文君

佐藤 常任委員会専門員

吉田善次郎君

日本鉄道建設公團副総裁

参考人  
運輸大臣  
防衛政務次官  
運輸省鉄道監督  
局長  
海上保安庁長官  
事務局側  
常任委員会専門員  
防衛厅防衛局第  
一課長  
有吉 久雄君  
篠原 武司君

- 理事会の辞任及び補欠互選の件
- 本日の会議に付した案件

○**委員長(松平勇雄君)** 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に関する調査

○**鐵道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)** (航空に関する件)

○**委員長(松平勇雄君)** ただいまから運輸委員会を開会いたします。

初めに、理事の辞任についてお詫びいたしま

す。理事江藤智君から辞任の届け出がありまし

た。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長(松平勇雄君)** 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

つきましては、その補欠を互選いたしたいと存

じますが、手続を省略して、委員長から指名する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長(松平勇雄君)** 御異議ないと認め、前田

佳都男君を理事に指名いたします。

○**委員長(松平勇雄君)** 次に、運輸事情等に関する調査を議題といたします。吉田君。

○**吉田忠三郎君** 運輸大臣が出席しておりますか

○**委員長(松平勇雄君)** 大臣にこの際伺っておきます。

○**委員長(松平勇雄君)** 本案の質疑は次回に譲ります。

○**委員長(松平勇雄君)** 申し上げます。

○**吉田忠三郎君** この案件は、最近における経済の急激な成長に伴い、出入港船舶が激増しております北海道厚岸港に北海海運局釧路支局厚岸出張所を、石川県小木港に東海海運局七尾支局内浦出張所を、諫岡県田子の浦港に東海海運局清水支局田子の浦出張所を、それぞれ設置しようとするものであります。

○**吉田忠三郎君** 他の漁業の基地として活況を呈しており、さらには、港船は、七十三万総トンに達しております。また、港湾整備も昭和四十五年完成を目指し進められており、完成時には北海道有数の漁港となることが期待されております。

○**吉田忠三郎君** 石川県小木港につきましては、同港は、石川県最大の北洋漁業等の基地であるとともに、木材等の搬出港としても発展してきておりますが、さら

に近年、奥能登地方の觀光開発の進展により、水

中翼船等も運航され、ますますその利用度が高

まりてきておりまして、昭和三十八年の出入港船

舶は二十二万総トンに達しております。

○**吉田忠三郎君** 運輸大臣が中心となって、この

難事故がございました。この事故の捜索救難をめぐりまして、非常に国民の側から見ますと、納得のいかない、理解のいかない点があると思うのです。本来私は、航空機の捜索救難は、もとより今日における段階では防衛庁あるいは海上保安庁等の協力をまたなければならぬものと思いますけれども、本來的に私は、航空局が中心となつて、この指揮系統を明かにしてまいらなければならぬのではないか、こう思うのです。したがつて、運輸大臣は、今度のこともさることながら、昨年の八月にも藤田航空の航空事故がございました。このときにも、ただいま申し上げたような問題は、かなり世論として取り上げられた問題です。今回不幸にして二回目の事故でありますけれども、またかのような問題が取りざたされている。これらは、明らかに私は、運輸省の航空行政全般においてどうもそういう問題がありはせぬか、こう思ひますので、この際航空の事故に対する捜索あるいは救助について運輸大臣は一体どう考えておられるかということをお聞かせ願いたいというふう

に思うのです。

○國務大臣(松浦周太郎君) ただいま御質問の全く空難問題に対しましては、まことに遺憾のときわみであります。搭乗者二人の尊き生命を失なひまして、その御家族に対しましてはまことに御同情いたえません。心から弔意を表する次第であります。

当時は出発を少し天候のためにおくれましたのであります。出発後、知多半島の河和の上空をいま通過するという通信が入りまして、これから十五分後に浜松を通過するという連絡があったのであります。その後消息を断つたのでありますて、その後の問題についてはいろいろ航空局長や保安庁長官から情報は聞いておりますけれども、きょうは御両人とも出席でございますので、その後の検査その他のにつきましては、御両人から答弁を聞かせていただきたいと思います。

○吉田忠三郎君 事故の概要については、前回の委員会で航空局長から説明され、さらに概略の報告書が出ておりますから、承知をしております。

私が大臣に向っていますものは、残念ながらこの捜索は振り出しに戻らざるを得ない。しかも、どこの手違いかどうかは別として、当初緊急なきわめて貨重な時期に三時間半も空費したというものが世論の問題として取り上げられておる。私は、こうした事柄は去年の八丈島のときにも同じことを言われたので、運輸省として一体こうした事故に対する検査活動にあたっての体制をどう考へておるかということを聞いておる。大臣は金回の委員会に出席しておりませんから、その間の経緯は存じ上げてないと思ひますから、答弁しやすいようにもっと具体的に申し上げてみますと、去年の一月十日ごろに航空局が一つの案を樹立をしたはずなんです。つまり、これは「航空機の捜索救難に関する協定」というような案を樹立したと思う。その中心が、やはり私の知つておる範囲では、運輸省の航空局が中心になって、先ほど申し上げたように、防衛庁、海上保安庁がこ

れに加わって、一つの協定案なるものをつくり上げて、捜索救難については、統一的な見解、統一的な情報の交換あるいは統一的な行動を行なうようになります。それが、今回またま、この全日空の事故にあたってなされないし、この協定さえもまだ取り組んでおらず、なかなか実行しておらない状況であります。

それが、今回またま、この全日空の事故にあたってなされないし、この協定さえもまだ取り組んでおらず、なかなか実行しておらない状況であります。

確かにそのものであるということで、一時調査範囲をそれを中心にして縮小した、その時間的に的確に航空局といふものの、つまりこの施策の面ではばらばらである、横の連係がとれてない、こういうことが指摘されている。特に今度の場合には、ただ単なる一個の浮遊物を発見したということで、海上保安庁だと思いますけれども、かつては捜索打ち切りをやっている。しかもそれが、名古屋港にかなりの時間をかけて運んできて、調査したところが、それは誤認である。あらためて捜索のやり直し。こういう事柄が問題にされているわけでござります。明らかに私は捜索救難活動の不統一だと思う。そのことについて、一体運輸大臣というのではなく、こういうことは再び起きてはいけないことですから、今後どう考へるかということの基本を聞いているわけでございます。

○國務大臣(松浦周太郎君) まあ、基本方針は、いま仰せになりましたように、まず、航空問題でござりますから、中心は航空局が中心になりますて、これに海上保安庁並びに自衛隊の協力を得て、万全を期したいとこう思っておりますが、今回の御質疑の問題としましては、航空局長からひとつ答弁をいたいと思います。

○吉田忠三郎君 大臣は、いま何か、この航空協定そのもののことについて、今後より努力しなければならないということを言っていますが、これは大臣、これ御承知ですか、この航空協定(案)というものを。

○國務大臣(松浦周太郎君) 知っています。

○吉田忠三郎君 これがまだ協定化されないといふのは、どこに問題点がありますか、その問題点を聞かせていただきたいと思うのです。

○國務大臣(松浦周太郎君) これは、この「目的」に書いてあるとおりにわれわれは実行しておりますが、いま御指摘になりましたように、この最初に発見いたしました浮遊物というものは、まあ的確にそのものであるということで、一時調査範囲をそれを中心にして縮小した、その時間的に的確に航空局の目標を十分つかみ得ないというものが現状の状況だと私は思います。そういうこまかしいことは、私よくわかりませんから、当局から申し上げたいと思います。

○吉田忠三郎君 大臣ね、これはこまかに問題ではないんですよ。個々の事故現場がどうであるとか、起きた事故の時間がどうであるというところは、いま大臣あなたがおっしゃいましたように、それが、主管局長がおりますから、そういうことが指摘されています。明らかに私は捜索救難活動の不統一だと思う。そのことについて、一体運輸大臣というのではなく、こういうことは再び起きてはいけないことですから、今後どう考へるかということの基本を聞いているわけでございます。明らかに私は捜索救難活動の不統一だと思う。そのことについて、一体運輸大臣というのではなく、こういうことは再び起きてはいけないことですから、今後どう考へるかということの基本を聞いているわけでございます。

○國務大臣(松浦周太郎君) まあ、基本方針は、いま仰せになりましたように、まず、航空問題でござりますから、中心は航空局が中心になりますて、これに海上保安庁並びに自衛隊の協力を得て、万全を期したいとこう思っておりますが、今回の御質疑の問題としましては、航空局長からひとつ答弁をいたいと思います。

○吉田忠三郎君 大臣は、いま何か、この航空協定そのもののことについて、今後より努力しなければならないということを言っていますが、これは大臣、これ御承知ですか、この航空協定(案)というものを。

○國務大臣(松浦周太郎君) 知っています。

○吉田忠三郎君 これがまだ協定化されないといふのは、どこに問題点がありますか、その問題点を聞かせていただきたいと思うのです。

○國務大臣(松浦周太郎君) これは、この「目的」に書いてあるとおりにわれわれは実行しておりますが、いま御指摘になりましたように、この最初に発見いたしました浮遊物というものは、まあ的確にそのものであるということで、一時調査範囲をそれを中心にして縮小した、その時間的に的確に航空局の目標を十分つかみ得ないというものが現状の状況だと私は思います。そういうこまかしいことは、私よくわかりませんから、当局から申し上げたいと思います。

○國務大臣(松浦周太郎君) これは、この「目的」に書いてあるとおりにわれわれは実行しておりますが、いま御指摘になりましたように、この最初に発見いたしました浮遊物というものは、まあ的確にそのものであるということで、一時調査範囲をそれを中心にして縮小した、その時間的に的確に航空局の目標を十分つかみ得ないというものが現状の状況だと私は思います。そういうこまかしいことは、私よくわかりませんから、当局から申し上げたいと思います。

○國務大臣(松浦周太郎君) これは、この「目的」に書いてあるとおりにわれわれは実行しておりますが、いま御指摘になりましたように、この最初に発見いたしました浮遊物というものは、まあ的確にそのものであるということで、一時調査範囲をそれを中心にして縮小した、その時間的に的確に航空局の目標を十分つかみ得ないというものが現状の状況だと私は思います。そういうこまかしいことは、私よくわかりませんから、当局から申し上げたいと思います。

○吉田忠三郎君 大臣は、この案どおり行なわれていると、こういうことなんですがね。ぼくは肯定したいと思うがね、大臣、そうならないから、ぼくはあなたにその考え方をさらに尋ねるんですが、これは行なわれていると言うけれども、行なわれていないんですよ。これは協定文になつてない、案なんです、完全に。海上保安庁もおります、防衛省も来ております、政務次官も来ておりますが、これはいまだに合意を見て三行政機関の協定になつてない。だけれども、運輸大臣はこの案どおり行なわれていると思つてゐるんです。この案どおりもしだ大臣の言うとおり行なわれたとすれば、今回のよきな問題は起きない。この事故が起きた当時の新聞でも、これが盛んにいわれています。「八丈島での事故をきづかれていたとすれば、今回のよきな問題は起きない」。この案文までまとめた、「この案文なんですね。これは案文なんですよ。ところが、防衛省や海上保安庁などの足並みがそろわずに、いまだに協定は成立していません」と書いてある。しかも、二十七年、民間航空再開当時に運輸省が関係官府とかわした覚書にもとづいて救難活動が行なわれている現状」——二十七年当時の覚え書きでこの救難活動が行なわれている現状だと、こういつている。しかも、今度のように、本来救難体制をいかに円滑に組織するかということが最重点にある。しかも、今度のように、本当にやりとりがある。しかし、この教難活動あるいは捜索活動等々についても総合的に行なわれていない、これが妨げになつてですよ。各省庁が依然としてなわ張り争いをやつていると、こう書いてある。その結果、捜索は振り出しに戻つて、貴重な時間、大事な時間を三時間半も空費してしまつたと、こうでかく出でいるわけです。だから、運輸大臣、あなたの言うとおり行なわれていないのです。二十七年当時、の覚え書きによつてからうじてやられていてるといふことなんです。ですから、あなたがいまこのおり行なわれておるという言い方をするなら、すみや

かにこれは三者間でこの協定をすべきだと思う。りっぽなものですから——こればかりっぽなものであります。ですから、これを進めるについて、あなたはこれは行なわれていると、こういうことです。ですが、いつごろまでに——すみやかに三者間協議をさします。そして、合議をさして、この協定案なるものの案を取り除いて協定書にして実施させようかと、そのためなどをひとつ聞かしてもらいたい。

○國務大臣(松浦周太郎君) いままでいろいろ話し合いましたが、多少字句の修正はあるかもしれません、この本筋については三者とも異議はないのであります。ただいままで延びておりましたのは、多少事務の渋滞があつたかも知れませんが、その点は責任を持たなければならぬと思つております。しかし、この方向において私はどうしても協定を成立させなければならぬし、この間の事故もこの方向において、航空局はもちろん自分の主体性を持たなければなりませんから、海上保安庁並びに自衛隊の協力を得てやつております。新聞にはどう書いてあるかわかりませんが、われわれは真剣にその方向に向かって努力いたしたいと思います。

○吉田忠三郎君 大臣は、まあ若干の字句の修正は別として、この流れている思想で協定化したいということですから、大臣とはこれ以上やりとりはしません。しませんけれども、大臣は今回の場合はやつたんだとおっしゃっているけれども、やつていません。やつていれば、海上保安庁がかつてに一個の浮遊物を見つかったらといって捜索を打ち切るなどということはやれないことになつてます。ところが、今はやつたんです。だから、この大臣が言う協定案なるものは守られていない。やつて、この浮遊物を見つかったらといって捜索を打ち切るなどということになるんですね。

そこで、私は海上保安庁の長官にお聞きしますが、今度のあなたのほうの捜索の中心をどの程度にして、調査の範囲をどこにして、それから協定案も、一応大臣のお話を聞くと、三者は思想的に統一していると、こう言つていますけれども、ところが実際はそうじやなかつたわけですから、そこ

で海上保安庁が、あなた方独自の判断で捜索活動を中止したわけですね。この経緯をひとつ御説明願いたいと思います。

○政府委員(今井栄文君) このたびの事故で、浮遊物、これが救命具、救命ブイの一種であり——遊物、これが救命具、救命ブイの一種であり——で、この点、航空機の属具等につきまして知識がないであります。それから中央との関係につきましては、航空局の大体の割り振りに従つてその区域を捜索いたしております。私どもの船艇もほとんど三管、四管の全力をあげまして海上の捜索をやつておりますが、これにつきましても、その捜索範囲につきましては、救難本部との間に緊密な連絡をとつて実は実施いたしております。しかしながら、先ほど先生が御指摘になりましたように、どうかたたかめにそういうふうな誤認が生じたために、現地でたまたまその事故の起りやすかつた地点において発見したというふうなのは、多少事務の渋滞があつたかも知れませんが、その点は責任を持たなければならぬと思つております。しかし、この方向において私はどうしても協定を成立させなければならぬし、この間の事故もこの方向において、航空局はもちろん自分の主体性を持たなければなりませんから、海上保安庁並びに自衛隊の協力を得てやつております。この教難体制について、三者の協力が得られるような体制になかつたためにそういうふうな誤認が起つたのではないかというふうな御指摘に対しましては、一言從来の事実を御説明いたしたいと思います。

まず第一に、三者間の協定につきましては、現在中央に調整本部を設けるという航空局の原案にございましたように、私ども賛成いたしております。それでございます。

それから、現在どういうふうにやつておるかといいますと、現在私どもの船艇は、やはりその総力をあげまして遭難区域と思われる知多半島から遠州灘方面にかけて本日も朝六時以降捜索を続行いたしております、こういう現状でございます。

○吉田忠三郎君 昭和三十五年に何かそういう協定が成立して、そこに持つておるということですが、私それ見ておりませんから、その限りにおいてはどうと言いません。そういううりっぽなものを持つておるとすれば、たいへんけつこうなことであります。しかしながら、現地におきましては、すでに昭和三十五年におきまして確固とした教難の協定がそれぞれの機関の間に結ばれておるわけでござります。で、小牧の保安事務所と第四管区海上保安本部との関係におきましては、昭和三十五年十一月一日に遭難航空機救助に関する申し合わせ tentang が明確な公文がすでに出ておりまして、両者間の事故の連絡その他につきましても、あるいは信号の方法、通信の方法、その他につきまして明確な協定ができるわけでございます。それからさらには、海上保安庁と小牧の航空自衛隊並びに自衛艦を管轄いたします横須賀の総監部との間にも、それがれほど同一の時期に公文をもつて——この定ができます。そこで、私は海上保安庁の長官にお聞きしますが、今度のあなたのほうの捜索の中心をどの程度にして、調査の範囲をどこにして、それから協定案も、一応大臣のお話を聞くと、三者は思想的に統一していると、こう言つていますけれども、ところが実際はそうじやなかつたわけですから、そこ



移したことなどございます。したがつて、航空機については、あるいはもうそういうことで、ここに捜索の重点を移したからお帰り願つても、けつこうだということで、もちろん私どもが自衛隊の指揮権などを持つておるわけではありませんので、そういうふうな御連絡をとつて帰つていただいたということではないかと思います。したがいまして、一時的に空の面の捜索が中止されましたということは、先生のおっしゃるとおりでございます。

○説明員(有吉久雄君) 二月十四日、事故発生直後から、三自衛隊の航空機が合計十機でございますが、艦艇は出ておりません。飛行機だけでございます。飛行機が十機出まして捜索に当たつたわけでございますが、浮遊物の発見があつたというふうなことで、二月十四日、途中におきまして航空機による捜索は一時中止いたしております。その後また再開いたしております。そこで、最後に運輸大臣にぼくはもう一回聞いておきます。

○吉田忠三郎君 それぞれ答弁がございましたので、最後に運輸大臣にぼくはもう一回聞いておきます。海上保安庁の長官もいろいろ言い回しをしていましたけれども、いまのこの協定案と関連をして、航空局長の答弁からして、あなたの三十五年の協定書というものは現地におけるものですから、中央のやはり航空局を中心とする海上保安庁あるいは自衛隊との関係の協定書はいまだにない。案はあるけれども、いまだそれが調印していない。案はあつたけれども、ただいまの話では、やはりいませんから、ないということです。このことだけは判明した。

もう一つは、自衛隊のいま答弁の中に明らかになりましたけれども、これは長官、あなたが言うように、あなたは航空自衛隊の指揮権、指令権はありませんけれども、ただいまの話では、やはりいましたけれども、ただいまの話では、やはりいました。その根拠は何かと云ふと、名古屋の海上保安本部が一個の浮遊物をとらえて、遭難機のもので

あるということを確認をして、やはり捜索を打ち切つたところに、派生的というか、あるいはその何かは別として、そういう連絡をされたから、自衛隊のほうも一時解除したということになると思うので、そういうふうに悪いとか悪いとかいうことと思うのです。そういうことになるとぼくはなると思うのです。それは、そのことがいいとか悪いとかいうことではなくて、現実の問題としてそうなるとぼくは思うのです。

この際、運輸大臣に私は一つ伺つておきたいのは、運輸省の航空局の権限さんがこう言つておるのは、全くの未確認情報だったとはあきれたものだ、運輸省の監督官があきれるくらいですかね。これは、國民はさっぱりこのことについて何が何だかわからぬし、信頼が置けないということになるのです。こうしたことでは、運輸大臣、これはもう去年の八丈島においてもこういうことがあるのです。これを未然に防ごうということで、航空局が努力をしてこういう協定案なるものを作成して、寄り寄り話し合つておるのだけれども、一年たつてまだ協定化されていない。ですから、このことについては、運輸大臣すみやかにこの協定化をしたいということですから、深くは言いませんけれども、私は先ほども言つたように、こうした事故が発生した場合に、とにかくも遭難捜索体制というものが早く組織化をされるようにすることができるが先決だと思うのです。そういう意味合いかから、今後の捜索活動として、航空局が完全に統括のできるような必要によっては法律をつくればいい。そのことが当然いろいろな関係もありますから困難だとすれば、この協定案を中心にはりますから困難だとすれば、この協定案を中心によつとめ上げて、大きな意味では三たび今までのような事故を起こさぬように、事故ということがださると同時に、國民の疑惑をこの際晴らして私は誠心誠意やつたことについては認めてもいいます。

○吉田忠三郎君 各関係の機関あるいはその衝に当たっていたものは、これは誠心誠意やつたことについては、私は否定しているわけではないのですが、一生懸命やつたということといまの誤認の問題は別に、各省庁の横の連絡がとれていなかつたこと、それでは搜索範囲を縮小したという点に延びておることの重點があるのでありますから、それはひとつの御了承願いたいと思います。

○國務大臣(松浦周太郎君) いまいろいろ御指摘がありましたが、いまの長官のおっしゃるようになりますけれども、この協定の精神に基づいて誠心誠意やつてお

られたことの姿はお認め願えると思うのです。た

だ、確認を誤ったという点で、いろいろの捜索の中心点を縮小したというところに問題があるのです。再三言うけれども、去年のときにもこういう悪い面が露呈されたのです。かつてに、捜索する範囲もばらばら、捜索のやり方もこれまたばらばらなんです。そういう結果、遭難機はどこかの山の中へ墜落していったのだけれども、発見までに三日でつづり落した飛行機の浮遊物であると、こういうふうに誤認してしまつたのですから、そういうことになつたけれども、ばらばらになつておられた御指摘の点は、これは私はないと思います。しかし、この形式的にまだ協定として整つておりますから、これはおっしゃるよう万全を期して、さらに足らぬ点は、皆さんの御意見を入れて、それを未然に防ごうということで、航空局が万全を期して今後こういうことの再び起こらないようこの協定に直していくべきことは十分あります。

○吉田忠三郎君 各関係の機関あるいはその衝に當たっていたものは、これは誠心誠意やつたことについては、私は否定しているわけではないのですが、一生懸命やつたことといまの誤認の問題は別に、各省庁の横の連絡がとれていなかつたこと、それでは搜索範囲を縮小したという点に延びておることの重點があるのでありますから、それはひとつの御了承願いたいと思います。

○國務大臣(松浦周太郎君) いまいろいろ御指摘をしたりするものだらうと思う。そういう点欠け

う。具体的に予算があがりますれば、四月以降になるかあるいは五月以降になるか別として、すみやかに、つまり当面経済要請に基づく長期計画で十八億の問題といふのは、國鉄を終身担当している人としてはたいへんな問題だと思うのです。そ

こで、かなり時間が経過していますから、その後の大蔵省との折衝の結果、例の日銀の担保適格債の問題がどこまで進んでいるか。それからまだ交渉の過程だとするならば、予算が三月三十一日に通過するまでにそれが明確になるのかどうか。その辺の展望、判断といいますか、大臣の所見を少しじゃかしていただきたいと思うのです。

○國務大臣(松浦周太郎君) この間も吉田委員にお答え申し上げましたように、大蔵大臣との間に

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○政府委員(佐藤光夫君) 京葉線を予定線として敷設を別表に追加した當時は本更津方面から東京湾

○平島敏夫君 そうしますと、大体、建設費とし

て一キロ当たりどの程度かかるのですか。おわ

かがです。司君及び理事渡辺寅雄君の出席を求めるために御異議ございませんか。

○委員長(松平勇雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

が、御異議ございませんか。

○平島敏夫君 実際の工事を進める上においては、川崎のほうから品川のほうを、この追加の分

次第でございます。

人の出席要求に関する件についておはかりいたしました。

○政府委員(佐藤光夫君) なあ、今後、本法案について日本鉄道建設公團め、参考人として日本鉄道建設公團副總裁篠原武

時及び人選を委員長に仰一任願いたいと存じます。役員の出席を求める必要がある場合には、その日

○平島敏夫君 そうしますと、約百五十億程度というふうに考えております。

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよ

う取り計らうことにしてお定めいたします。

○御質疑のある方は、順次御発言願います。

○平島敏夫君 一二、三の点をお聞きしたいと思ひます。

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにしてお定めいたします。

○平島敏夫君 一二、三の点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤光夫君) なま、今まで予定されておる、東のほうの、何

○政府委員(佐藤光夫君) 一応試算したところに

○平島敏夫君 それから次に、湖西線の問題につ

いて、今まで予定されておる、東のほうの、何

○政府委員(佐藤光夫君) 一応試算したところに

○平島敏夫君 それから次に、湖西線の問題につ

いて、今まで予定されておる、東のほうの、何

○政府委員(佐藤光夫君) なま、今まで予定されておる、東のほうの、何

○平島敏夫君 それから次に、湖西線の問題につ

いて、今まで予定されておる、東のほうの、何

○委員長(松平勇雄君) 次に、鉄道敷設法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、参考

題点等ござりますけれども、きょうは鉄道敷設法を審議することになつて、大臣にはきょうのところは私はこの辺にとめておきました、次回の委員会ではあらためて質問いたすこと申し上げておきます。

○委員長(松平勇雄君) 本件については一応この程度といたします。

○委員長(松平勇雄君) 次に、鉄道敷設法の一部

は、いまお話をございましたように、品川から木更津ということになつておりますのを、塩浜付近から木更津というように変更するようにお願いしておるわけでございます。で、現在、品川から木更津という線につきましては、すでに着工線となつておりますので、その建設を準備をいたしておるわけですが、御審議を願つております。そのたまには、湖西線を東海道線と結び、北陸方面と阪神間の列車を直通運転する必要があ

る、あの線と並行しておるようですが、これを増強するということで利用できないものですか。新しい線でなければ、今までの線では役に立たないといふので、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(佐藤光夫君) お話のように、南武線を使つて輸送を行なうという考えが以前にはございましたわけですが、御審議をしておるわけですが、いま申し上げましたように、将来裏綫貫の一部をなすということになりまして、阪神方面から直通する必要があるのでございま

す。そのためには、湖西線を東海道線と結び、北陸方面と阪神間の列車を直通運転する必要があ

るわけでございまして、現在の湖西線の起点浜大津は大津市の中心街にございまして、また東海道本線が大津市付近丘陵地を走って、浜大津との標高差がある非常にあるという観点からいたしまして、また、大津の駅は逢坂山隧道に近接しております。それで、線路の取りつけが非常に困難であるというようなことから、浜大津の北方一キロ付近から、線路を西南に曲げまして、直ちに隧道に入つて山科に結ぶということが、輸送系線上適当ではないかというふうに考えられて、こういうふうに変更をお願いしておる次第でございます。

○平島敏夫君 近江今津から高城を経て、大津の近くまで、大津を通つて江若鉄道があるようですが、これは新線をつくることになりますと、どういうふうに処理されるのですか。これを利用されるつもりなんですか。あるいはもうそのまま並線として残しておかかる計画ですか、その点をおひとつ教えてください。

○政府委員(佐藤光夫君) お話をのように、江若鉄道がこの湖西線の系統路線にほとんど並行して走つておるわけでござります。この線路は御承知のよう

に、全長五十一キロメートルで、航間が国鉄と同じ一・〇六七メートルの鉄道でございま

す。したがいまして、この鉄道と計画いたしてお

ります湖西線の関係につきましては、その位置その他からして、施設については相当利用し得る

ものがあるのじゃないかというふうに考えております。ただ、現実にこれは地方鉄道として免許を

とって営業しておる線でございますので、これと

具体的の関係につきましては、将来着工いたし

ました後に、具体的に当該会社と折衝してきめていかなければならぬ部面が多いかと思ひます

が、その位置、施設等の観点からして、相当利用しておいてということですね。

○政府委員(佐藤光夫君) 一応具体的の輸送状態を想定いたします場合には、この輸送量その他を

しておる次第でございます。

○平島敏夫君 そうしますと、これはそのまま残

しておいてということですね。

○政府委員(佐藤光夫君) 一応具体的の輸送状態を想定いたします場合には、この輸送量その他を

しておる次第でございます。

○政府委員(佐藤光夫君) お話をのように、この

並行する私鉄をどういうふうに処理するかという

問題は、非常に重大な問題でござりますので、今

後われわれとしても、もちろん建設を担当する公

團等においても、十分その間の衝突をする、またわ

れわれとしてもできるだけ調整をいたしまして、

かりにこの鉄道が存置の必要がなくて、しかもこ

の施設が相当利用できるような事態が非常に明瞭

になり、あるいは従業員の処理等のことについて

も十分見通しがつく場合には、それらも含めて、

いまお話しのようない非常にあとで問題を残すこと

のないように、われわれ事務当局としても十分に

折衝を続けていくようにし、かつそれが円満に解

決するように、最善の努力をしなければいかぬと

いうふうに考えておる次第でございます。

○河野謙三君 開闢して。これは単に新線の問題だけでなく、改良工事にいたしましても、すべての鉄道の

予算の配分の場合に、これは基本的に私はぜひ

あなたのほうには直接関係がないけれども、農林省関係でいうところの土地改良、これなどはあま

り口数が多くて、口数に予算が比例しないので、

これが一歩始めましても二十年、三十年、計算すると百年か

かる、二百年かかるというところがある。これは

極端な例ですが、しかし、少なくとも十年あるい

は十五年かかるというのはざらにある。これが一

番いけないことで、少なくとも国鉄でもそれにや

頼したようなものが私は從来あったと思うのですが、そうでなく、何か改良工事なら改良工事で

予算を割り当てる場合の基準というのは何があり

らいつて、この鉄道を存置する必要が相当薄くなれる。つまりある部面は大体並行して道路もございませんし、バス輸送等も行なわれておりますので、この鉄道を存置する必要がなくなる場合も考え

て、事を考へていかなければならないのじゃないかというふうに考へておる次第でございます。

○平島敏夫君 そうしますと、まだ江若鉄道との

話し合いは全然進んでいないということですか。

話をしてこういう場合には、補償問題とか、いろ

いろややこしい問題が出てくる。これはわれわれ

うわさに聞いたのですから、はつきり申し上げる

のも何ですが、うわさに聞いておったのでどうか

と思ひますが、新幹線ができる際に、近くを通つ

ておった私設鉄道のほうで、景色、風致をじやま

したというので、膨大な補償を要求されたとい

うわさも聞いておりますが、こういう問題、当然

この場合起ころうべくようだと思うのですが、その

点いかがですか。

○政府委員(佐藤光夫君) 御承知のように、新線

の建設を行なう場合には、鉄道建設審議会に諮問

を要するわけですが、審議会の答申、建

議等におきましても、いま先生お話しのように、

直ちに着工すべきもの、あるいは予算の状況等勘

案して工事を行なうべきものというような振り分

けがなされておりません。したがいま

して、その建設審議会の答申を尊重いたしまし

て、われわれとしましても、工事の段取りの振り

分けをすることを考へて、そういうふうに

実行をしておるわけでございます。なお、具体的

に着工しておる線の建設の速度の問題もあるかと

思ひますが、それにつきましてはできるだけ投資

効果があがるように配慮をするという基本的な考

え方を、事務的には持つて進めておるつもりでござります。

○河野謙三君 これは単に新線の問題だけではなく、改良工事にいたしましても、すべての鉄道の

予算の配分の場合に、これは基本的に私はぜひ

あなたのほうには直接関係がないけれども、農林

省関係でいうところの土地改良、これなどはあま

り口数が多くて、口数に予算が比例しないので、

これが一歩始めましても二十年、三十年、計算すると百年か

かる、二百年かかるというところがある。これは

極端な例ですが、しかし、少なくとも十年あるい

は十五年かかるというのはざらにある。これが一

番いけないことで、少なくとも国鉄でもそれにや

頼したようなものが私は從来あったと思うので

すが、そうでなく、何か改良工事なら改良工事で

予算を割り当てる場合の基準というのは何があり

か三年とか間違つても五年でできる。技術的には

私はそういうことは可能だと思いますよ。ただ

もういいところとあるはずですからね。そ

うすれば三つずつ順に手をつけていて算術計算で

いくと三年ぐらいであがつきますね。三年で三

つあがつたら、その次にさらに三つ手をつける、

さらにそのあとで残った四つをやる、こういうの

がやつぱり予算の執行の効率からいいくとい

うのですがね。これはその点は基本方針としては

どういうふうになつていていますか。

○政府委員(佐藤光夫君) 御承知のように、新線

の建設を行なう場合には、鉄道建設審議会に諮問

を要するわけですが、審議会の答申、建

議等におきましても、いま先生お話しのように、

直ちに着工すべきもの、あるいは予算の状況等勘

案して工事を行なうべきものというような振り分

けをすることを考へて、そういうふうに

実行をしておるわけでございます。なお、具体的

に着工しておる線の建設の速度の問題もあるかと

思ひますが、それにつきましてはできるだけ投資

効果があがるように配慮をするという基本的な考

え方を、事務的には持つて進めておるつもりでござります。

○河野謙三君 これは単に新線の問題だけでなく、改良工事にいたしましても、すべての鉄道の

予算の配分の場合に、これは基本的に私はぜひ

あなたのほうには直接関係がないけれども、農林

省関係でいうところの土地改良、これなどはあま

り口数が多くて、口数に予算が比例しないので、

これが一歩始めましても二十年、三十年、計算すると百年か

かる、二百年かかるというところがある。これは

極端な例ですが、しかし、少なくとも十年あるい

は十五年かかるというのはざらにある。これが一

番いけないことで、少なくとも国鉄でもそれにや

頼したようなものが私は從来あったと思うので

すが、そうでなく、何か改良工事なら改良工事で

予算を割り当てる場合の基準というのは何があり

か三年とか間違つても五年でできる。技術的には

私はそういうことは可能だと思いますよ。ただ

もういいところとあるはずですからね。そ

うすれば三つずつ順に手をつけていて算術計算で

いくと三年で三

つあがつたら、その次にさらに三つ手をつける、

さらにそのあとで残った四つをやる、こういうの

がやつぱり予算の執行の効率からいいくとい

うのですがね。これはその点は基本方針としては

どういうふうになつていていますか。

○政府委員(佐藤光夫君) お話をのように、新線

の建設を行なう場合には、鉄道建設審議会に諮問

を要するわけですが、審議会の答申、建

議等におきましても、いま先生お話しのように、

直ちに着工すべきもの、あるいは予算の状況等勘

案して工事を行なうべきものというような振り分

けをすることを考へて、そういうふうに

実行をしておるわけでございます。なお、具体的

に着工しておる線の建設の速度の問題もあるかと

思ひますが、それにつきましてはできるだけ投資

効果があがるように配慮をするという基本的な考

え方を、事務的には持つて進めておるつもりでござります。



河野というのは全然でたらめだ、デマだというなら、ちゃんと調べて、あなたに回答しなきゃいかぬ、どうなんです。

○政府委員(佐藤光夫君) 先ほど申し上げましたように、実はわれわれとしては、公式に申し上げる材料としては、その程度しか現在のところ持ち合をしておりませんが、なお、國鉄内でどういうふうな現地との連絡をとっておりますか、われわれとしても、あとでよく事情は國鉄から聞いてみるというようないたしたいと思つております。

○河野謙三君 私はね、そこらがそもそもおかしいと思うんだよ。わざか四千万や五千万の仕事じやないでしょ。御殿場線の改良工事は大きなものです。そういうものを国鉄がかってに、しかも、第三者に放送している。ところが、かんじんの運輸省はそれを知らない。そういうことで一体予算を完全に執行できまさか。重点的にいきますか。私は、事は非常に重大だと思いますよ。これは何も御殿場線の問題だけじゃないんですよ。日本全体において、もう少し、あなたたちは前向きに——いま工事するなんという、そんなときじないでしょ。いままでの輸送をいかにして緩和するかといふこと。私はいつも言ってるんです。混雑緩和ということばを使うのはよしなさい、これ以上混雜しないように、これ以上悪くならないようにするのが精一ぱいでしょ。あなたたちのやることはあと向きですよ。あと向きであるならば、いま收拾がつかないところから重点的にやるのがほんとうでしょ。これからよりよくしようとするの精一ぱいでしょ。あなたたちはおさへることなどんぶえてくるし、これより悪くならないようになるのが精一ぱいでしょ。ありますから、今まで國鉄の歴史にはないとと思う。それを、いまおっしゃるような、何か重点があるかないかわか

らぬような、私はもう少し具体的に、その土地の産業構造の規模とか、人口とか、それから、旅客で言つならば、輸送の大体過密の度合いとか、そういうものを具体的に基準を置いてやつたらいい

じやないかと思う。学者が使うような抽象的なことをやつてから、私は神奈川県が詳しいんだが、御殿場線が先になつて、根岸線があとになつて、川崎の駅のほうがあとになる、塩浜の問題がいつまでも片づかない、こういうことになるんじゃないですか。私は神奈川県のことだけを言つてるんじゃない。よく知つてから言つてるんでしょ。よその県をほうつても神奈川県をやらなんどいうことは言つてない。いまかつて言つております。そうじゃないけれども、もう少し重点的にやつてもらいたい。われわれは大いに協力しますよ。そんなことで、あなたたちが事務的にまじめに輸送の将来のことを考えてきめられた基準を、われわれが政治的な関係でああだうだと圧力をかけてゆがめないように私は協力する。だから、私ははしつくお願いしている。國鉄がかってにやられるんですけど、予算といふものは、運輸省は、あとから報告を受ける事後承諾機関ですか。私はそうじゃないと思うんですが、どうなんですか。

○政府委員(佐藤光夫君) はなはだ事務的な御説明で恐縮でございますが、四十年度予算につきましては、現在国会で御審議をいただいておる段階でございますので、実は、実行計画は若干時間的に申し上げておく。

○吉田忠三郎君 もうとだけ伺つておきます。この法律案が通過して法律になった場合に、四十年度に直ちにこれに着工するのですか。この点どうなっておりますか。

○参考人(樺原武司君) ただいま御審議いただけております線区につきましては、直ちに着工する

ことをやるに考へております。ただし、河野先生によると、國鉄は、いつまで工事を進めていきたいと思います。それは、やはりいろいろの測量もございますし、用地のいろんな事前の折衝もござりますし、いろいろな問題がございまして、初年度の四十年度といつもで工事を進めていきたいと思います。それ

については、まだ予算審議中と言つておりますが、まだ予算審議中と言つておきますよ。私は席をあらためて申し上げる次第でござります。

○河野謙三君 最後に、私はあなたたちに警告をしておきますよ。私は席をあらためて申し上げる

けれども、このごろ國鉄は少し弛緩しております。あなたが、まだ予算審議中と言つておきました

りですよ。しかしに、國鉄の人が地方へ行って、この駅には駅ビルを何年までにどういうものをつくるとか、今度は東海道は貨物線を廃止して、貨物線を別のところにつくる。これはいいのです

ですよ。そんなことをやつたら。上の人が何も知りません。だから、それはそれでそのままね言つておられるから。その貨物線はおおむねこの辺を通すつもりです、というようなことを言つておられるのです。地価が上がってしようがない

ことです。地価が上がつてしまふのを防ぐためのことをやつたら。上の人があなたたちに、

まだが正しいと思ってたって、下はそういうことをおこなつてもらいたい。われわれは大いに協力しますよ。そんなことで、あなたたちが事務的にまじめに輸送の将来のことを考えてきめられた基準を、われわれが政治的な関係でああだうだと圧力をかけてゆがめないように私は協力する。だから、私ははしつくお願いしている。國鉄がかってにやられるんですけど、予算といふものは、運輸省は、あとから報告を受ける事後承諾機関ですか。私はそ

うじゃないと思うんですが、どうなんですか。

○政府委員(佐藤光夫君) はなはだ事務的な御説明で恐縮でございますが、四十年度予算につきましては、現在国会で御審議をいただいておる段階でございますので、実は、実行計画は若干時間的に申し上げておきます。

○吉田忠三郎君 もうとだけ伺つておきます。この法律案が通過して法律になった場合に、四十年度に直ちにこれに着工するのですか。この点どうなっておりますか。

○参考人(樺原武司君) ただいま御審議いただきたいと思いますが、まだ予算審議中と言つておきますよ。私は席をあらためて申し上げる

りですよ。しかも、このごろ國鉄は少し弛緩しております。あなたが、まだ予算審議中と言つておきました

なっておりますから、急を要するものと私は思つたのですね。ですから、いまのお答えでは、予算是多く配賦することはできないけれども、直ちに着手していきたいという意味ですからけつこうですが、私は、いま河野さんも若干神奈川の問題で触れたが、國鉄の長期計画と非常に公團の関係の仕事は関連性があると思う。それで、國鉄の幹線輸送は御承知のように、長期計画は幹線輸送の増強、もとより保安対策の問題もありますけれども、その中では、都市の過密集中化に伴う通勤輸送の緩和、通学輸送の緩和、こうしたことと柱に

なつてゐるのですね。さらに、それに加えて、國の経済政策の結果、經濟構造も変化していくりますから、それに輸送量を合わせていくといふねらいがあります。全くいまの國鉄といふものは、石田さんがおっしゃる通りです。金額がわかる。その貨物線はおおむね工事は御承知のように、長期計画は幹線輸送の増強、もとより保安対策の問題もありますけれども、その中では、都市の過密集中化に伴う通勤輸送の緩和、通学輸送の緩和、こうしたことと柱に



でいろいろ御検討願うことになるかと思ひます

が、一般的なことにつきまして、御要望に沿うよう

にいたしたいと思います。

○委員長(松平勇雄君) 本件については、一応この程度いたします。

次回は、二月二十三日午後一時開会の予定とし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

二月十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は一月三十日)

二、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に関し承認を求めるの件

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件

一、日本自動車ターミナル株式会社法案

日本自動車ターミナル株式会社法案  
(会社の目的)  
第一条 日本自動車ターミナル株式会社は、トラック輸送の合理化を図り、あわせて道路交通の円滑化に資するため、大都市及びその周辺の地域において、トラックターミナル事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

(株式) 日本自動車ターミナル株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。  
(政府及び地方公共團体の出資)  
第三条 政府は、予算で定める金額の範囲内において、会社に対して出資することができる。

2 地方公共團体は、自治大臣の承認を受け、会社に対して出資することができる。

#### (名称の使用制限)

第四条 会社でない者は、日本自動車ターミナル株式会社という名称を用いてはならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第五条 会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### (事業の範囲)

第六条 会社は、その目的を達成するため、トラックターミナル事業(自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条第二号に規定するトラックターミナル事業をいう。)及びこれに附帯する事業を営むものとする。

#### (事業計画等)

第七条 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第八条 会社は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

#### (社債及び借入金)

第九条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

#### (社債発行限度の特例)

第十一条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍をこえてはならない。

#### (定款の変更等)

第十二条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けない。

#### (罰則)

第十六条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要

求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は

相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収するこ

とができるないときは、その価額を追徴する。

第十七条 前条第一項のわいろを供与し、又はその中込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第十八条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その違反行為をした会社の役員又は職員は三万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をし会社の役員は、三十万円以下の過料に処する。

2 第十二条第二項の規定に違反して、新株を発行したとき。

2 第七条の規定違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

3 第八条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

4 第九条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

5 第十二条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

6 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、因縁人にこれを提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 第二十二条 第四条の規定に違反した者は、五万円

以下の通料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の設立)

第二条 運輸大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行なわせる。

第三条 設立委員は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第四条 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五条 政府は、会社の設立に際し、五千万円に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

第六条 昭和三十九年十二月十八日東京都新宿区四谷三丁目二番地に設立された東京トラックターミナル株式会社(以下「旧会社」という)は、この法律の施行後二月以内に商法第三百四十三条に規定する株式総会の決議を得て、会社の設立に際し、会社に対してもその営業の全部を出資することができる。

第七条 旧会社が前条第一項の規定による出資をする場合においては、旧会社の株主は、その所有する株式の数に比例して、会社の株式引受人となる。

第八条 旧会社の株式に一株に満たないものがある者の所有する旧会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項に規定する処分をすることができる。

第九条 第八条附則第五条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ二本文の規定により旧会社の株式の買取の請求をした者が会社の成立後当該株式の代金の支払を受けたときは、その者の有する会社の株式は、会社に移転する。

第十一条 この法律により旧会社が第一項の規定により旧会社が

出資する営業の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。

第二条 前項の評価審査会は、委員五人をもつて組織する。

第三条 前二項に定めるもののほか、第一項の評価審査会の組織及び運営に関する事項は、運輸省令で定める。

第十一条 旧会社は、附則第五条第一項の規定による出資をする場合には、会社の成立の時において、解散するものとし、その権利及び義務は、会社に承継されるものとする。この場合に適用しない。

第十二条 前条の場合において、旧会社の株式を目的とする質権は、附則第六条の規定により旧会社の株主が受けるべき株式又は附則第七条の処分により旧会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

第十三条 商法第二百九条第四項の規定は、前項の質権について準用する。

第十四条 会社の株式申込証には、商法第百七十五条第二項第一号に掲げる事項に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十五条 この法律による会社の設立に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資及び附則第五条第一項の規定による出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

第十六条 附則第二条から前条までに規定するもののか会社の設立及び旧会社の解散に関する

必要な事項は、政令で定める。

第十七条 附則第十条の規定により旧会社が解散する場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

第十八条 この法律の施行の際現に日本自動車ターミナル株式会社という名称を使用している者については、第四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十九条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算について、第七条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

(日本自動車ターミナル株式会社に対する固定資産税の課税標準の特例)

第二十一条 日本自動車ターミナル株式会社法(昭和四十年法律第二百二十六号)による日本自動車ターミナル株式会社が昭和四十六年一月一日までに取得した直接その本来の事業の用に供する構築物で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十一条)の一部を次のように改正する。

第二十三条 第八十四条中「及び北海道地下資源開発株式会社」を「北海道地下資源開発株式会社及び日本自動車ターミナル株式会社」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十四条 第八十四条第一項の規定により旧会社が

百五十七号の一部を次のように改正する。

第二十八条 第一項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 日本自動車ターミナル株式会社に関する

正誤	譲 り 行 段 ペジ	運輸委員会会議録第二号中正誤
田邊 遲疑 一日	五 四 から 六 田邊 三 時 期	五 四 終 り 六 田邊
田邊 かけられ 複線化	八 三 三 か かり 一 終 り 七 復 線 化	八 三 三 か かり 一 終 り 七 復 線 化